平成２５年（へ）第１号
東京都中央区日本橋１－７－11日本橋東ビル２階
申立人　大河原大次
申立人代理人弁護士　山根　　真
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月11日
平成25年11月15日　　立川簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　000369
金額　1,250,000円
支払人　株式会社りそな銀行東府中支店
支払地　東京都府中市
振出日　平成25年２月12日
振出地　東京都府中市
振出人　株式会社ＴＮＫ　代表取締役　田中　秀司
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第８号
愛知県名古屋市中区丸の内３丁目17番28号
申立人　株式会社三弘
代表者代表取締役　伊藤弘一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月14日
平成25年11月15日　　浜松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＯ245748
金額　517,440円
支払期日　平成25年10月31日
支払地　浜松市
支払場所　株式会社三井住友銀行浜松支店
振出日　平成25年６月28日
振出地　白地
振出人　株式会社吉田　代表取締役社長　吉田治郎七
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１２１号
別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成25年11月14日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。
東京都板橋区大山金井町21番９号
申立人　手島　星子
申立人代理人弁護士　木村　康則
同　　森　　裕子
同　　木村　隆志
権利の届出の終期　平成25年11月14日
平成25年11月15日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　東京都板橋区大山金井町壱八番壱
宅地　160.23平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番弐
宅地　140.85平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番参
宅地　150.57平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番四
宅地　187.47平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番五
宅地　171.96平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番六
宅地　156.16平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番七
宅地　239.66平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番八
宅地　245.65平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番九
宅地　271.10平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱八番壱〇
宅地　271.17平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱九番壱壱
宅地　209.55平方メートル
土地　東京都板橋区大山金井町壱九番壱参
宅地　260.23平方メートル
上記不動産12筆に対する
⑵登記年月日番号　東京法務局板橋出張所昭和６年３月11日受付第3854号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和６年３月11日賃借権設定契約
範囲　中央部宅地参拾八坪
借賃　壱ヶ月九円弐銭
支払期　毎月末日
存続期間　昭和六年参月壱日より昭和弐六年弐月末日迄
特約　賃貸料は参ヶ年毎に増減する
賃借権者　豊多摩郡淀橋町大字角筈九参番地　島田年五郎

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第１２４３７号
東京都千代田区一番町６番地
債務者　株式会社松月堂
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年11月18日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第１２４３７号
東京都千代田区一番町６番地
債務者　株式会社松月堂
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　岡　　伸浩
平成25年11月18日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市真砂町33番16号江草ビル２階
債務者　株式会社サンショウ
代表者代表取締役　川畑　　勝
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　達也
４　破産債権の届出期間　平成25年12月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名4311－５
債務者　有限会社サンライト
代表者代表取締役　渡部　　健
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
４　破産債権の届出期間　平成25年12月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後１時45分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０８５号
横浜市鶴見区生麦５丁目９番17号
債務者　株式会社コモド
代表者代表取締役　小林　政美
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　正之
４　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本６番地９
債務者　有限会社石岡商店
代表者代表取締役　石岡　　潔
１　決定年月日時　平成25年11月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
４　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
川崎市宮前区東有馬２丁目15番26号
債務者　有限会社大谷電気工事
代表者代表取締役　大谷　定雄
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
４　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係